旅行企画・実施（国内催行分）
株式会社カーニバル・ジャパン

観光庁長官登録旅行業第 1942 号
一般社団法人 日本旅行業協会正会員
〒 104-0061
東京都中央区銀座 6-2-1 Daiwa 銀座ビル 6 階
総合旅行業務取扱管理者　猪股 富士雄

お申込み専用デスク☎03-4446-9615
（受付時間 平日10:30〜17:30 土・日・祝日休業）

ご出発の3週間前までに
お申し込みください。

2019.2

PRINCESS CRUISES®

2019年4月27日・5月2日発
日本発着クルーズ　横浜港発

ダイヤモンド・プリンセス

ゴールデンウィーク ショートクルーズ!

寄港地観光ツアーのご案内

長崎県 島原城（イメージ）

韓国 海東龍宮寺（イメージ）

beyond 2020

お申込みについて（お申込みの前に必ずお読みください）

◆ツアーのお申込み方法

①ご乗船前（3週間前まで）のお申込み

『プリンセス・クルーズ　ホームページ』または『プリンセス・クルーズ　お客様専用受付デスク』より、以下の方法にてお申込みください。

（1）ホームページからの申込み

プリンセス・クルーズ ホームページ（http://www.princesscruises.jp/）

①トップページ中ほどのメニューバー右端の **ご予約されたお客様へ** をクリック

スマホはこちらから!

②日本発着クルーズ ショアエクスカーション（寄港地観光ツアー）内の **寄港地観光ツアー お申込フォームはこちら** をクリック

③「同意して進む」をクリックすると **寄港地観光ツアー お申込フォーム** に進みますので、「個人情報の取扱について」に同意いただき、フォームにご記入の上確認、ご送信ください。

④送信後、受付完了メール（自動配信）をお送りいたします。

※メールのドメイン指定受信を設定されている方は、メールを受信できるよう設定が必要となります。以下のドメインを受信できるよう設定をお願いします。

@kikochiopt.jp

⑤お申込み内容に対する回答は、後日郵送にてご案内いたします。

※ホームページからは、新規お申込みのみとさせていただき、変更・キャンセルはお電話で下記専用受付デスクへお申し出ください。

（2）電話でのお申込み

寄港地観光 お客様専用受付デスク電話番号:03-4446-9615

（受付時間:平日10:30～17:30、土・日・祝日休業）

受付けの際に、代表者氏名、同行者氏名、ツアー番号、全員の生年月日、代表者住所、電話番号などをお伺いします。

※休み明け（特に月曜日の午前中）は、電話が大変混み合ってかかりにくい場合があります。予めご了承ください。

※予約状況により回答までにお時間をいただく場合がございます。また、コースによっては満席でお取り出来ない場合がございますのでお早めにお申込みください。

※乗船前の寄港地観光お申込みは、ホームページ、電話ともにご乗船日3週間前まで受付けいたします。尚、変更・キャンセルの受付けは乗船日10日前までとさせていただき、以降は乗船後に船内ショアエクスカーション・デスクにて手続きくださいますようお願いいたします。

※ご注意

上記お客様専用受付デスクでは、寄港地観光の予約に関する内容のみ承ります。
それ以外はお申込みの旅行会社にお問い合わせください。

②ご乗船の3週間前以降およびご乗船後のお申込み

船内ショアエクスカーション・デスク備付けの申込書にご記入のうえ、船内にてお申込みください。

※乗船後にお申込みの場合は、満席によりご希望のコースが取れない場合がございます。ご乗船前にご予約されることをお勧めします。

お申込みについて（お申込みの前に必ずお読みください）

◆受付け開始日

専用デスクでの受付開始日については、申込み旅行会社より別途ご案内させていただきます。尚、一部のツアーについては受付開始日前に前受けする場合があります。詳しくは受付デスクにご確認ください。

◆お申込み条件

受付けの際に伺いました、お名前、ツアー番号、生年月日がプリンセスの予約と合致しない場合（未登録も含む）はご予約できません。お申込み旅行会社にお伝えいただきご確認後、再度お申込みください。

◆確認書

ホームページよりお申込みをされた場合は、メールアドレスあてにメールにて「確認書」を送付します。また、電話にてお申込みをされた場合は、**お申込み代表者宛**に郵送いたします。「確認書」がメールまたは郵送にて届きましたら**必ず開封の上、お申込み内容に誤りがないか必ずご確認をお願いします。**

◆キャンセル待ち

ご希望のコースが満席でお取りできない場合でお客様から特別にご要望があった場合、キャンセル待ちとしてお預かりします。ただし、キャンセル待ちの記録がお取りできたか否かの確認は、弊社から連絡いたしません。ご乗船後にお部屋に届くツアーチケットにて必ずご確認ください。船内での確認、問い合わせは5階ショアエクスカーション・デスクにて承ります。また、空席が出ない場合もございますので、第二希望のコースをご予約いただくことをお勧めします。尚、キャンセル待ちをお取消しになる場合も、通常予約の変更・キャンセルと同様、ご乗船日10日前までにご連絡ください。

また、一切キャンセル待ちができないコースもございますので予めご了承ください。

◆ツアーチケット（参加券）

ご乗船前にお申込みをされた寄港地観光の**「ツアーチケット（参加券）」は、ご乗船後お部屋にお届けいたします。**「ツアーチケット（参加券）」が届かない場合は、お手数ですがショアエクスカーション・デスクにお申し出ください。また、申込んだ覚えのないツアーチケットが届いた場合、お手数ですが届いた当日にショアエクスカーション・デスクにお届けくださいますようお願いいたします。尚、船内ショアエクスカーション・デスクでお申込みの場合「ツアーチケット（参加券）」は、その場でのお渡しを原則としますが、状況によりお部屋にお届けする場合もございます。集合時刻・集合場所など、ツアー当日の詳細については「ツアーチケット（参加券）」に**英語で記載**されております。券面の記載事項を必ずご確認ください。

※ツアーの出発・到着時刻や旅程などは運行上の事由により、予告なく変更になる場合があります。万一、「ツアーチケット（参加券）」配布後に変更があった場合、船内でのご案内となる場合がありますのでご注意ください。

◆ツアー料金

すべてのツアー料金は米ドル（$）表示となります。表示料金は、別途案内する場合を除き、そのコースの旅程に記されたサービス、食事代、ガイド料、施設入場料などを含みます。

◆子供料金

ツアー料金に子供料金が設定されている場合は、3歳以上12歳以下のお子様に適用となります。尚、3歳未満の乳児で座席を使用しない場合は無料となり、お申込みの必要はございません。

お申込みについて（お申込みの前に必ずお読みください）

◆お支払いについて

ツアー料金は、**すべて船内でのお支払い**となり、お申込み代表者の船内会計に加算・請求させていただきます。同室の方と複数でお申込みの場合は、代表者に一括請求となります。なお、ツアー料金は、船内でご利用いただいた他の有料サービスと共に「寄港地観光ツアー料」の名目で精算書に記載されます。また、クレジットカードでお支払いいただいた場合、寄港地観光は**「カーニバル・ジャパン」からの請求**となり、他の船内会計とは別に明細書に記載されます。予めお含みおきください。

※ご同室の参加者のツアー代金を個別にご精算されたい場合は、お申込み時にお申し出いただくか、ご乗船後に船内**ショアエクスカーション・デスク**にお申し付けください。お申込み時にお申し出いただく場合は、同室のお客様の生年月日が必要となります。

◆募集定員

すべてのツアーに募集定員があります。お申込み順に受付けいたしますが、コースによっては満席の場合がございます。お早目にお申込みになることをお勧めします。

◆変更・キャンセルについて

ご乗船日10日前までの変更・キャンセルは、お申込み専用デスクにお電話にてお申し出ください。ご乗船日9日前以降の変更・キャンセルは、ご乗船後船内ショアエクスカーション・デスクにて承ります。

なお、キャンセルの場合、お申し出の時期により取消料がかかる場合がございます。また、国内と海外の寄港地観光ツアーとでは取消料規定が異なります。国内寄港地観光ツアーについては旅行条件書をご参照ください。乗船日当日に船内にて寄港地観光ツアーのキャンセルをお申し出いただいた場合、取消料はかかりません。海外の寄港地観光ツアーについては、船内ショアエクスカーション・デスクにて案内している**「キャンセルの締切り時間」**より前にキャンセルされた場合は、取消料はかかりません。ただし、締切り後のキャンセルは100%の取消料がかかります。ご注意ください。

◆ツアーの催行中止

各ツアーコースに記載されている最少催行人数に満たない場合や悪天候などによりツアーの催行を中止することがあります。詳しくは旅行条件書をご参照ください。

◆ガイド

この冊子に掲載された寄港地観光ツアーは、基本的に日本語を話すガイドが同行いたします。ただし、**「ガイドなし」**と明記されているツアーにガイドは同行いたしません。

◆お手荷物

貴重品、コート類、傘、カメラ、ハンドバッグなど個人の手荷物は、ツアー実施中、各個人の責任で管理をお願いします。観光中に車中に貴重品などの荷物を放置しないよう十分にご注意ください。

◆ツアーの出発時間帯／到着時間帯

各ツアーの出発時刻は、埠頭への着岸時刻、入国審査等により前後する場合がありますが、概ね以下の表を目安としております。

朝	午前	昼	午後	夕刻	夜
6:00～8:00	8:00～12:00	12:00～13:00	13:00～17:00	17:00～19:00	19:00～23:00

お申込みについて（お申込みの前に必ずお読みください）

◆ツアーの集合時刻

各ツアーの船内での集合時刻は、ツアーチケット（参加券）に記載されていますが、船の到着が遅れた場合や不測の事態により出発時刻の変更、または状況により中止になることがございます。なお、各ツアーの出発時刻は、最後のバスが埠頭から出発する時刻です。

船内の指定集合場所には、時間に余裕を持ってお集まりください。グループでご参加される場合、集合・出発時刻が同一でも、バスの車両が分かれてしまう場合があります。同一行動をお取りになりたい場合は、集合場所の係員にその旨をお申し出ください。

※指定の集合場所で集合時刻に受付けをされなかった場合は、「無連絡不参加」の取消し扱いとなり返金はございません。ご注意ください。

※本冊子に記載の出発時間帯とツアーチケット（参加券）記載の出発時刻が異なっている場合は、ツアーチケット（参加券）記載の出発時刻を優先とします。

◆観光地での注意事項

寺院、神社、遺跡、歴史的建造物、博物館などでは内部の写真やビデオ撮影の禁止、入場の際服装規定など各種制約があります。詳しくはガイドにご確認ください。

◆バスなど運輸機関について

バスなど運輸機関の設備は、各寄港地・訪問国により格差がございます。一部空調設備のない車両や一般用のバス（路線バスなど）を使用する場合がございますので予めご了承ください。なお、運輸機関の車内はすべて禁煙です。

◆日本国内ツアーの企画・実施

株式会社カーニバル・ジャパン（観光庁長官登録旅行業第1942号）
一般社団法人日本旅行業協会正会員（JATA）
住所:東京都中央区銀座6-2-1 Daiwa銀座ビル6階
総合旅行業務取扱管理者: 猪股富士雄

◆日本国内のツアー運行会社

会社名: 東武トップツアーズ株式会社（観光庁長官登録旅行業第38号）
住　所: 東京都墨田区押上1-1-2　東京スカイツリーイーストタワー

◆釜山のツアー運行会社

会社名: Lotte Tour Development Co,. Ltd.
住　所: Sejongno Jongno-Gu,Seoul, Korea,110-730

＊各寄港地におけるツアー運行会社は、該当寄港地観光ツアー紹介ページに記載しています。

よくある質問と回答

Q-1 予約済みの寄港地観光ツアーの確認はどのようにしたらよいですか?

A-1 お申込み専用デスクにホームページからお申込みの場合はメールにて、電話でお申込みをされた場合は郵送にて確認書を代表者宛てにお送りいたしますので、そちらでご確認ください。

Q-2 予約済みの寄港地観光ツアーをキャンセルできますか?

A-2 可能です。キャンセル方法は本冊子P.2～4に記載の「お申込みについて」の変更・キャンセルについての項目をご参照ください。

Q-3 釜山の寄港に韓国査証(ビザ)は必要ですか?

A-3 日本国籍のお客様は、韓国査証(ビザ)が免除されています。日本国籍以外のお客様は、ご自身でお申込みの旅行会社にご相談ください。

Q-4 寄港地観光ツアーに子供だけで参加できますか?

A-4 できません。18歳未満の方は、親または保護者の同伴を参加条件とさせていただきます。

Q-5 寄港地観光ツアーについての質問はどこにすれば良いですか?

A-5 お客様専用受付デスクでは本冊子掲載ツアーのご予約に関してのみを承っております。船内に関する情報、荷物の宅配に関する情報、その他旅行情報や他の旅行会社が実施する寄港地観光ツアーについての質問等は、お申し込みの旅行会社にお問合せください。

Q-6 乗船後、寄港地観光ツアーの申込み、問合せは船内のどこでできますか?

A-6 デッキ5(プラザ・デッキ)のショアエクスカーション・デスクにて受付けております。また客室やショアエクスカーション・デスクに申込書が用意されておりますので、必要事項をご記入いただき、ショアエクスカーション・デスクにご提出いただくか、投函箱に投函ください。

Q-7 各寄港地観光ツアーにガイドはつきますか?

A-7 「自由観光」と「ガイドなし」と記載されているツアーを除き、全てのツアーにガイドがつきます。

Q-8 ガイドにチップを渡す必要はありますか?

A-8 日本国内の寄港地観光ツアーでは、チップの必要はありません。海外の寄港地では、ガイドへのチップはお客様のご判断にお任せいたしますが、おおよその目安は、お一人様につき半日観光で$2、終日観光で$5程度です。

Q-9 食事なしの寄港地観光ツアーでも食事をとる時間はありますか?

A-9 食事なしのツアーでも、ツアー中に食事時間が設けられている場合があります。またツアー参加の前後に船内ブッフェレストランやルームサービスにてお食事をおとりいただくこともできます。

Q-10 釜山の港で両替はできますか?

A-10 釜山港には外貨両替所が設置されている場合が多いですが、念のため日本国内で現地通貨をご用意いただく事をお勧めいたします。

Q-11 寄港地観光ツアー参加中にショッピングの時間がありますか?

A-11 多くの寄港地観光ツアーではお土産程度のショッピングの時間は設けられています。ただし、旅程上十分に時間を確保できない場合がございます。予めご了承ください。

Q-12 各寄港地のお土産屋などでクレジットカードは使えますか?

A-12 店舗によってはクレジットカードの利用が出来ない場合があります。現金も併せてご持参される事をお勧めいたします。

よくある質問と回答

Q-13 ツアー中または寄港地ではどのような服装をしたらよいですか?また、必要な持ち物は何ですか?

A-13 クルーズ中は、寄港地や季節により気温や天候が大きく変化します。場所によっては防寒着などをお持ちになることをお勧めします。寺院など宗教的な場所を訪問する際は、ショートパンツ、タンクトップ、ミニスカートといった服装はお控えください。ツアーには履き慣れた靴でご参加ください。帽子やサンバイザー、折りたたみ傘、サングラス、カメラと予備のバッテリーがあると便利です。海外の寄港地での外貨購入や免税品購入に備え、パスポートのコピーをお持ちください。

Q-14 寄港地観光中に長い距離の歩行や、階段の上り下りがありますか?

A-14 全ての寄港地観光ツアーにおいて、多少の徒歩による移動が伴います。中には長距離の歩行や、階段の上り下りが必要なツアーもあります。石畳や岩場など足場の悪い道を歩いたり、エレベーターのついていない古い建物を訪れたりする場合もあります。ツアーごとの健脚レベルをご確認ください。

Q-15 身体に障害のある方にお勧めのツアーはありますか?

A-15 身体に障害のあるお客様が寄港地観光に参加する場合、ご予約前に必ずご相談ください。健脚レベルの低いツアーや車いすでも参加が可能なツアー(ツアーごとの車いすマークを参照)のご予約をお勧めします。
寄港地によっては上陸の際にテンダーボート(船を沖に停め、船～岸壁間を移動するボート)を使用することもあり、車いすでのご参加が難しい場合がございます。船側の判断で上陸や寄港地観光のご参加をお断りする場合もありますので予めご了承ください。
また、ツアー実施会社によりお客様のご参加が安全ではないとの判断がなされたときは、ご参加をお断りする場合があります。ツアー実施会社がツアー当日、直接お客様とお会いしてから判断させていただくこともございますのでご了承ください。

Q-16 ツアー参加中にバスの中で待っている事は可能ですか?

A-16 バスの中での待機の可否については当日ガイドまたはドライバーにご確認ください。

Q-17 寄港地でのトイレ事情はどのようになっていますか?

A-17 各観光施設でのトイレの有無やツアー中のトイレ休憩のタイミングについては、当日ガイドがご案内します。海外の寄港地ではトイレの使用が有料であったり、トイレットペーパーが用意されていなかったり、日本と習慣や使用方法が異なる場合があります。ガイドの案内に従ってください。

Q-18 ツアーバスが遅れた場合、船に乗り遅れませんか?

A-18 プリンセス・クルーズのツアーバスが何らかの事情で港へ戻るのが遅くなっても、船に乗り遅れることはございません。寄港地にてご自分で観光ツアーを手配した場合には、船内新聞に記載の「最終乗船時間」までに十分余裕を持って船にお戻りください。

Q-19 海外の寄港地での安全対策はどのように行っていますか?

A-19 プリンセス・クルーズではお客様の安全を最優先に考慮しています。
現地行政機関などと常に連絡を取り、上陸に関するアドバイスを得ています。米国政府が寄港予定の特定地域への入港を禁止、または警告を発している場合には、クルーズの日程が変更される場合もございます。プリンセス・クルーズは最善の安全対策をとりますが、寄港中は現地の情勢を考慮し、ご自身の責任で安全に行動していただくようお願いいたします。特に海外の寄港地では下記の点にご注意ください。

- 旅行者が通常行かない地区への立ち入りはお控えください。ガイド付きツアー以外では人里離れた場所には出かけないでください。
- ご自身の持ち物から目を離さないでください。
- 見知らぬ人から梱包した荷物などを受け取らないでください。
- 派手な服装、目立つ行動はお控えください。
- 上陸中の飲食には十分ご注意ください。

ツアー運行会社 東武トップツアーズ株式会社

長崎

小高い丘に囲まれた異国情緒のある港町。歴史的遺産に彩られた景勝地も数多い。プッチーニのオペラ「蝶々夫人」の舞台としても世界に知られています。

長崎市内（イメージ）

主な見どころ

Ⓐ 平和公園
1945年8月9日に原爆の爆心地となった場所に造られた公園。園内中央にそびえたつ平和祈念像は、犠牲者の冥福を祈り世界平和を願う象徴となっている。

Ⓑ 長崎原爆資料館
平和公園に隣接し、数々の写真やビデオ映像をはじめ、被爆した浦上天主堂の再現模型や止まったままの柱時計など、惨状を今に伝える展示品が見られます。

Ⓒ 島原城と城下町
白亜五層の天守閣を持つ壮麗な島原城は戦後復元され、城内には資料館が併設されています。また、島原城の西、16世紀の武家屋敷街が残された場所では、当時の城下町の風情が味わえます。

Ⓓ ハウステンボス
佐世保市にあるオランダの街並みを再現したテーマパーク。場内には、四季折々の花が咲きそろい、街には運河が流れ、クルーズも楽しみのひとつです。また、アミューズメント施設・美術館などが並び、まさにヨーロッパを旅した気分が味わえます。

Ⓐ 平和公園（イメージ）

Ⓒ 島原城（イメージ）

Ⓑ 長崎原爆資料館（イメージ）写真提供：長崎県観光連盟

武家屋敷（イメージ）

浦上天主堂（イメージ）

【最少催行人数】20名

1 島原城と武家屋敷
ツアー番号 NGS-109
Shimabara Castle & Samurai Village

穴場 高 一部可

ツアー催行日	出発/到着時間帯	料金	主な見どころ
4/30（火）[M914]	午前発 / 午後着	大人1名様 $ 129 子供1名様 $ 99	Ⓒ

旅程 所要時間 約7時間30分

港出発 ➡ 島原城 ➡ 武家屋敷 ➡ 南風楼または東洋九十九ベイホテル（昼食）➡ 道の駅 水なし本陣 ➡ 港到着

※島原城にはエレベーターがないため、車いすでの入場はできません。 ※急な階段や起伏のある場所を歩きます。歩きやすい靴でご参加ください。
※島原城まではバスで片道2時間程かかります。

【最少催行人数】20名

2 ハウステンボス自由観光 ※ガイドなし
ツアー番号 NGS-189
Huis Ten Bosch Theme Park On Your Own

中 一部可

ツアー催行日	出発/到着時間帯	料金	主な見どころ
4/30（火）[M914]	午前発 / 午後着	大人1名様 $ 159 子供1名様 $ 129	Ⓓ

旅程 所要時間 約6時間30分

港出発 ➡ ハウステンボス（自由行動／各自昼食）➡ 港到着
※1DAYパスポート（入場+約50のアトラクション施設利用）付き

【最少催行人数】20名

3 平和公園と長崎原爆資料館
ツアー番号 NGS-204
Highlights of Nagasaki

人気 中 一部可

ツアー催行日	出発/到着時間帯	料金	主な見どころ
4/30（火）[M914]	午前発 / 午後着	大人1名様 $ 69 子供1名様 $ 49	Ⓐ Ⓑ

旅程 所要時間 約3時間

港出発 ➡ 平和公園 ➡ 長崎原爆資料館 ➡ 浦上天主堂（車窓）、二の鳥居（車窓）➡ 港到着

平和公園（イメージ）

ツアー運行会社 LOTTE TOUR DEVELOPMENT CO.,LTD.

釜山

韓国第二の都市釜山は、昔から港町として発展。チャガルチ市場などの海産市場は活況を呈し、人々の生活を肌で感じることができます。秋には「国際映画祭」が開催され、世界中から映画関係者が集まって釜山の夜を華やかに飾るなど、今や世界に知られる国際都市になりました。

梵魚寺(イメージ)

主な見どころ

Ⓐ 梵魚寺(ポモサ)
梵魚寺は678年に建立され、韓国五大寺院のひとつに数えられる由緒正しい寺です。7世紀に建てられた優雅な3階建ての塔、1614年に建てられた色鮮やかな本堂があり、釜山の主要観光地としても知られています。

Ⓑ チャガルチ市場
この市場は、魚介類専門市場として韓国一の規模を誇っています。毎日夜明け前から300種を超える魚介類が次々と運び込まれ、活気に溢れています。ここに来たなら、是非韓国式の刺身を楽しんでみてください。

Ⓒ 国際市場
朝鮮戦争以後、米軍の放出品などを売り始めたのがルーツ。5つの大きな通りからなる市場は、7,500坪ほどの広大な面積を誇り、約1,200のお店が軒を連ねています。生活に必要なすべてが揃う釜山の名物市場です。

Ⓓ 二妓台(イギデ)
地元釜山人に釜山一の景色が楽しめる、といわれているのが二妓台(イギデ)都市公園です。散歩道も評判で、広安大橋や開放感溢れる海の景色をお楽しみいただけます。

Ⓔ 海東龍宮寺
釜山の東海岸に位置し、韓国ではめずらしく海辺に面しています。寺の背景に青い海が望め、景観が美しいことでも有名です。1376年高麗時代に創建されたと伝えられ、海を眺めて建つ海水観音大仏をはじめ、多くの見どころがあります。

Ⓐ 梵魚寺(イメージ)

Ⓒ 国際市場(イメージ)

Ⓔ 海東龍宮寺(イメージ)

【最少催行人数】38名

1 海東龍宮寺
ツアー番号 PUS-204
Haedong Yonggungsa Temple

ツアー催行日	出発/到着時間帯	料金	主な見どころ
4/29(月) [M914]、5/4(土) [M915]	午後発 / 夜着	大人1名様 $ 39 子供1名様 $ 39	Ⓔ

旅程 所要時間 約5時間

港出発 ➡ 🚌 ➡ 海東龍宮寺 ➡ 🚌 ➡ 海雲台・APECハウス〈写真ストップ〉 ➡ 🚌 ➡
釜山ショッピングエリア(フリータイム) ➡ 🚌 ➡ 港到着

※海東龍宮寺には108段の階段があります。 ※ショッピングは国際市場周辺を予定しています。

【最少催行人数】38名

2 チャガルチ市場と梵魚寺
ツアー番号 PUS-219
Ja-Gal-Ch'i Market & Beomeosa Temple

ツアー催行日	出発/到着時間帯	料金	主な見どころ
4/29(月) [M914]、5/4(土) [M915]	午後発 / 夜着	大人1名様 $ 29 子供1名様 $ 29	Ⓐ Ⓑ

旅程 所要時間 約5時間

港出発 ➡ 🚌 ➡ 梵魚寺 ➡ 🚌 ➡ 免税店にて買い物 ➡ 🚌 ➡ チャガルチ市場 ➡ 🚌 ➡ 港到着

※梵魚寺には100段以上の階段があります。また参拝に相応しい服装でご参加ください。 ※交通状況により免税店での時間が充分に取れない場合があります。予めご了承ください。
※チャガルチ市場は足元が滑りやすいため、歩きやすい靴でご参加ください。

【最少催行人数】38名

3 二妓台遊歩道散策と韓国焼肉
ツアー番号 PUS-384
Igidae Coastal Walk & Korean BBQ

ツアー催行日	出発/到着時間帯	料金	主な見どころ
4/29(月) [M914]、5/4(土) [M915]	午後発 / 夕刻着	大人1名様 $ 59 子供1名様 $ 59	Ⓓ

旅程 所要時間 約4時間

港出発 ➡ 🚌 ➡ 二妓台(イギデ)遊歩道散策 ➡ 🚌 ➡ 韓国レストランにて焼肉 ➡ 🚌 ➡
免税店にて買い物 ➡ 🚌 ➡ 港到着

※海岸沿いの遊歩道を歩きます。また強風に備えウインドブレーカーや防寒着等をご持参ください。
※悪天候の場合、海岸沿いの散策路は安全ではないため、コースを変更する場合があります。
※交通状況により免税店での時間が充分に取れない場合があります。予めご了承ください。

【最少催行人数】38名

4 韓国焼肉と国際市場
ツアー番号 PUS-864
Korea BBQ & Gukje Market

ツアー催行日	出発/到着時間帯	料金	主な見どころ
4/29(月) [M914]、5/4(土) [M915]	午後発 / 夕刻着	大人1名様 $ 69 子供1名様 $ 69	Ⓒ

旅程 所要時間 約3時間30分

港出発 ➡ 🚌 ➡ 韓国レストランにて焼肉 ➡ 🚌 ➡ 国際市場にて買い物 ➡ 🚌 ➡ 港到着

チャガルチ市場(イメージ)

カーニバル・ジャパン 募集型企画旅行条件書（国内寄港地観光用）

★本冊子掲載の国内の寄港地観光にお申し込みの際は必ずこの旅行条件書をお読みください。

この書面は旅行業法第12条の4に定めるところの「取引条件説明書面」及び、同法第12条の5に定めるところの「契約書面」の一部となります。

1.　募集型企画旅行契約
（1）　この旅行条件書による寄港地観光ツアー（以下「旅行」といいます）とは、株式会社カーニバル・ジャパン（東京都中央区銀座6-2-1 観光庁長官登録旅行業第1942号 以下「当社」といいます）がプリンセス・クルーズ社の運航する客船（以下「本船」といいます）でのクルーズ中に日本国内における各寄港地で実施する旅行のことをいいます。
（2）　この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。
（3）　旅行契約の内容・条件は本旅行条件書の他に、本冊子「寄港地観光ツアーの案内」及び、旅行出発前に船内でお渡しする確定書面（ツアー参加券）、当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。
（4）　当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って連送・その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます）の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。

2.　旅行のお申込み方法と契約の成立時期
（1）　当社に必要事項をお申し出のうえお申込みください。当社業務の都合上、専用の書面・画面に必要事項を記入・登録いただく場合もございます。
（2）　旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、旅行代金を受領したときに成立するものといたします。

3.　お申込み条件
（1）　申込み時点で20歳未満の方は、当社が別途定めた一定条件に該当する場合を除き親権者の同意書の提出が必要です。
（2）　旅行開始時点で18歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただく場合があります。
（3）　特定のお客様層を対象とした旅行、あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件に合致しない場合は、お申込みをお断りする場合があります。
（4）　a. 身体に障害をお持ちの方、　b. 健康を害している方、　c. 妊娠中の方、d. 補助犬使用の方　その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当社は可能かつ合理的範囲でこれに応じます。なお、この場合、利用機関等の求めにより医師の診断書を提出していただく場合があります。又、現地事情や運送・宿泊機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、同伴者／介助者の同行などを条件とさせていただくか、お客様の同意の上、コースの一部内容を変更させていただくか、又はご負担の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。なお、車いすでのテンダーボートまたは地元ボートへのご乗船はできませんので予めご了承ください。
（5）　お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置を取らせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様の負担となります。
（6）　お客様のご都合による別行動は原則としてできません。但し、コースにより別途条件でお受けすることがあります。
（7）　お客様のご都合により旅行の行程から離脱される場合は、その旨及び、復帰の有無、復帰の予定日時等の連絡が必要です。その場合、離脱した部分の旅行費用の払い戻しは行いません。
（8）　お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、申込みをお断りする場合があります。
（9）　その他当社の業務上の都合があるときには、お申込みをお断りする場合があります。

4.　確定書面
（1）　当社は、確定した旅行日程、航空機の便名及び、宿泊ホテル名が記載された確定書面（最終日程表または参加券）を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。但し、日帰り寄港地観光ツアー行程については本冊子「寄港地観光ツアーのご案内」とツアー参加券を確定書面とします。尚、お渡し期日前であってもお問い合わせいただければ当社は手配状況についてご説明します。
（2）　当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、本項（1）の確定書面に記載するところに特定されます。

5.　旅行代金のお支払い
旅行代金は別途明示する場合を除き、船上にてお支払いただきます。また、お支払いただく旅行代金は米ドル（US$）となります。

6.　渡航手続
（1）　旅行に必要な旅券・査証・再入国許可及び、各種証明書の取得及び、出入国手続書類の作成等はお客様ご自身の責任で行っていただきます。
（2）　宿泊付きツアー（ランドツアー）に参加する場合には、訪問する国によっては査証が必要な場合もあります。
（3）　訪問する国の国籍以外の方は、自国の領事館、渡航先国の領事館、入国管理事務所等にお問い合わせください。

7.　旅行代金に含まれるもの
（1）　旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金、食事代、入場料・拝観料等及び消費税等諸税。
（2）　添乗員が同行するコースにおける添乗員経費、団体行動に必要な心付。
（3）　その他ホームページ、パンフレットにおいて、旅行代金に含まれる旨表示したもの。
上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

8.　旅行代金に含まれないもの
第7項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。
（1）　超過手荷物料金（規定の重量・容積・個数の超過分）
（2）　クリーニング、電報電話料金、船舶及び、ホテルのボーイやメイド等に対するチップ、その他追加飲食等個人的性質の諸費用及び、それに伴う税・サービス料
（3）　傷害・疾病に関する医療費
（4）　渡航手続関係諸費用（旅券印紙代証紙代・査証料・予防接種料金及び、渡航手続代行に対する旅行業務取扱料金等）
（5）　日本国内の空港を利用する場合の空港施設使用料
（6）　日本国外の空港税・出国税及び、これに類する諸税
（7）　希望者のみ参加される別途料金の小旅行の代金

9.　旅行契約内容の変更
当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。但し、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

10.　旅行代金の額の変更
当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金の額の変更は一切いたしません。
（1）　利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。
（2）　当社は本項（1）の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項（1）の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
（3）　当社は第9項の規定に基づく契約内容の変更により旅行の実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます）の減少又は増加が生じる場合には当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金の額を変更することがあります。運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供をおこなっているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋、その他の諸施設の不足が発生したことによるときは旅行代金の変更はしません。
（4）　当社は運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した場合において旅行契約の成立の後に、当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になった時は、パンフレット等に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

11.　お客様の交替
お客様は、当社の承諾を得た場合に限り旅行契約上の地位を第三者に譲渡することができます。旅行契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があったときに効力が生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた第三者は、お客様の当該旅行契約に関する一切の権利および義務を継承するものとします。なお、当社は交替をお断りする場合があります。

12.　お客様の解除権
（1）　お客様は<表1>に記載した取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。但し、契約解除の時期は当社の営業日・営業時間内（船上ではショアエクスカーション・デスク営業時間内）に解除する旨をお申し出いただいたときを基準とします。
<表1>
①<国内で催行される日帰り旅行>

取消日		取消料
旅行開始の前日から起算してさかのぼって	2日前まで	無料
旅行開始日の前日		旅行代金の40%
旅行開始日の当日		旅行代金の50%
旅行開始後または無連絡不参加		旅行代金の100%

②<国内で催行される航空機を利用する旅行・宿泊を伴う旅行・劇場予約などを伴う旅行>

取消日		取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	21日前まで	無料
	20日前から8日前まで	旅行代金の20%
	7日前から2日前まで	旅行代金の30%
旅行開始日の前日		旅行代金の40%
旅行開始日の当日		旅行代金の50%
旅行開始後または無連絡不参加		旅行代金の100%

（2）　お客様は次に掲げる場合において、取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
a.　契約内容が変更されたとき。但し、その変更が第23項の<表2>に掲げるもの、その他の重要なものである時に限ります。
b.　第10項（1）の規定に基づいて旅行代金の額が増額されたとき。
c.　天災地変、動乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。
d.　当社がお客様に対し、第4項に定める期日までに確定書面（最終旅行日程表又は、参加券）を交付しなかったとき。
e.　当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
（3）　お客様は旅行開始後において、当該旅行者の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領できなくなった時又は、当社がその旨を告げた時は、本項（1）の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。
（4）　本項（3）の場合において、当社は旅行代金のうち旅行サービスの当該受領できなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。但し、当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から当該旅行サービスに対して取消料、違約金その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。
（5）　当社の責に帰さない渡航手続上の事由などにより、旅行契約を解除する場合は所定の取消料の対象になります。

13.　当社の解除権ー旅行開始前の解除
当社は次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
a.　お客様が、当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが判明したとき。
b.　お客様が第3項の（3）から（5）までのいずれかに該当することが判明したとき。
c.　お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
d.　お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
e.　お客様が、契約内容に関して合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
f.　お客様の数が各コースに記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合、当社は日帰り旅行にあっては旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日前にお客様に通知します。
g.　天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社らの関与し得ない事由が生じた場合において、ホームページ、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

14.　当社の解除権ー旅行開始後の解除
（1）　当社は次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することがあります。
a.　お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないと認められるとき。
b.　お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により、団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
c.　天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により、旅行の継続が不可能となったとき。
（2）　当社が本項（1）の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社との間の契約関係は将来に向かってのみ消滅します。この場合において、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。又、当社はこの場合において、旅行代金のうちお客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る金額から当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければいけない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

15.　旅行代金の払い戻し
当社は第10項（1）、（2）、（3）の規定により旅行代金が減額された場合または第12項、13項、14項の規定により旅行契約が解除された場合において、お客様に払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除日の翌日から起算して7日以内に、減額または旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。

16.　契約解除後の帰路手配
当社は、第14項の（1）のaまたはcの規定によって旅行開始後に旅行契約を解除した時は、お客様のご依頼に応じてお客様が当該旅行の出発地に戻るための必要な旅行サービスの手配を引き受けます。この場合に要する一切の費用は、お客様の負担とします。

17.　旅程管理
当社は次に掲げる業務を行い、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力します。
a.　お客様が旅行中旅行サービスを受けることが出来ないおそれがあると認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること。
b.　aの措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めるなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。
c.　本項の業務は同行する添乗員によって行わせますが、添乗員が同行しない場合は現地において当社が手配を代行させるもの（以下「手配代行者」といいます）により行わせ、そのものの連絡先は確定書面（最終旅行日程表）に明示します。

18.　当社の指示
お客様は、旅行開始後旅行終了までの間において団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

19.　添乗員等の業務
（1）　旅行の内容により添乗員その他の者を同行させて第16項に掲げる業務その他の当該旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部または一部を行わせることがあります。
（2）　本項（1）の添乗員その他の者が同行の業務に従事する時間帯は、原則として8時から20時までとします。

20.　保護措置
当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき理由によるものでないときは当該措置に要した費用はお客様の負担とし、当該費用を当社が指定する日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

21.　当社の責任
（1）　当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限ります。
（2）　お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は原則として本項（1）の責任を負いません。
a.　天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
b.　運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害
c.　運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
d.　官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
e.　自由行動中の事故
f.　食中毒
g.　盗難
h.　運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮

(3)　当社は、手荷物について生じた本項(1)の損害については、同号の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して国内旅行にあっては14日以内に、海外旅行にあっては21日以内に当社に対して通知があったときに限り、お1人につき15万円を限度(当社に故意または重過失がある場合を除く)として賠償します。

22.　特別補償
(1)　当社は前項(当社の責任)が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故によって身体に障害を被ったときに、お客様またはその法定相続人に死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金および通院見舞金をお支払いいたします。ただし、現金、クレジットカード、貴重品、撮影済みのフィルム、その他当社約款特別補償規程第18条2項に定める品目については補償いたしません。
※事故による傷害治療費用、病気による死亡・治療費用、賠償責任、救援者費用等には一切適用されません。
(2)　本項(1)の損害について当社が第21項(1)の責任を負うことになったときは、この補償金は、当社が負うべき損害賠償金の一部または全部に充当します。
(3)　お客様が旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、無免許もしくは酒酔い運転、疾病のほか、自由行動中のスカイダイビング、山岳登はん、ボブスレー、リュージュ、ハングライダー搭乗などの他、これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が旅行日程に含まれているときはこの限りではありません。

23.　旅程保証
(1)　当社は、以下の<表2>左欄に掲げる契約内容の重要な変更(次の各号に掲げる変更(運送・宿泊機関等が当該サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによるものを除きます)を除きます)が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該変更について当社に第21項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合は、この限りではありません。
a.　次に掲げる事由による変更
ア.旅行日程に支障をもたらす悪天候・天災地変
イ.戦乱
ウ.暴動
エ.官公署の命令
オ.運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
カ.当初の運行計画によらない運送サービスの提供
キ.旅行参加者の生命または身体の安全確保のための必要な措置
b.　第12項から第14項までの規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更
(2)　当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様1名に対して1募集型企画旅行につき、旅行代金に15%を乗じた額を持って限度とします。またお客様1名に対して1募集型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が1,000円(又はそれに相当する米ドル)未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。
(3)　当社が、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第20項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額と相殺した残額を支払います。
(4)　当社は、お客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替え、同等価値以上の物品・サービスの提供をすることがあります。

24.　お客様の責任
(1)　お客様の故意または過失、法令、公序良俗に反する行為により当社が損害を被ったときは、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
(2)　お客様は、当社と旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
(3)　お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

25.　その他
(1)　お客様が個人的な案内、買物等を添乗員に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の不注意による忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、その費用をお客様にご負担いただきます。
(2)　お客様の便宜を図るために土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。ワシントン条約や国内諸法令により日本への持込が禁止されている品物がございますので、ご購入には十分ご注意ください。
(3)　当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
(4)　子供代金は3歳以上12歳以下に適用となります。
(5)　渡航先(国または地域)の衛生状況については、厚生労働省「FORTH(フォース)」でご確認ください。http://www.forth.go.jp/
(6)　渡航先(国または地域)によっては、外務省「海外安全情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。外務省「海外安全ホームページ」でご確認ください。http://www.anzen.mofa.go.jp/

(7)　日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が出されたとき、旅行の実施を取り止めることがあります。但し、十分な安全措置を講じられると判断した場合には旅行を実施いたします。その場合、お客様が旅行契約を解除されるときは、所定の取消料の対象となります。
(8)　各寄港地での衛生管理・安全管理については、手配会社を通じて万全を期すよう努めておりますが、海外で病気・怪我をした場合、多額の治療費や移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難な場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で十分な費用補償とサポート体制を整えた旅行保険に加入されることをお勧めします。

26.　旅行条件の基準
この旅行条件は、2019年2月1日を基準としています。
<表2>　変更補償金

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率	
	旅行開始前	旅行開始後
1.契約書面に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
2.契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます)その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
3.契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低いものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります)	1.0%	2.0%
4.契約書面に記載した運送機関の種類又は会社の変更	1.0%	2.0%
5.契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
6.契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
7.契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
8.契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%
9.前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注1　「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。
注2　確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。
注3　第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。
注4　第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合は適用しません。
注5　第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊につき一件として取り扱います。
注6　第9号に掲げる変更については、第1号から第8号までの率を適用せず、第9号の率を適用します。

●旅行企画・実施(日本国内催行分)
株式会社カーニバル・ジャパン
観光庁長官登録旅行業第1942号
一般社団法人 日本旅行業協会正会員
〒104-0061 東京都中央区銀座6-2-1 Daiwa銀座ビル6階

MEMO

MEMO